



目次	
告示	ページ
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正	（会計企画課） 1
公告	
○市町村営土地改良事業の変更の同意	（農業基盤課） 1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	1
○政治団体異動の届出	1
○告示（政治団体設立の届出）の訂正	1
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正	1
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果（2件）	2

告 示

高知県告示第697号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「株式会社りそな銀行高知支店	高知市
----------------	-----

平成15年3月1日」を

「株式会社りそな銀行各本支店	日本国内
----------------	------

平成20年12月1日」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業（大用地区ため池等整備事業（用排水路））の計画の変更について平成20年11月11日に同意した。

平成20年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成20年11月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
自由民主党高知県高知市第4支部	元木 益樹	小松 操	高知市九反田3-9	平20・10・17

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
池田三男後援会	松尾 政顕	池田 直子	高岡郡津野町白石甲1021	平20・10・10
田中全後援会	植木 寛	田村 吉教	四万十市駅前町4-14	平20・10・16
愛国塾	洲崎 貞二	大倉 一輝	安芸郡東洋町野根丙2416-5	平20・10・27

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年11月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
異動前	自由民主党香南市夜須支部	佐竹 弘行	公文 毅	香南市夜須町手結山362	平20・10・17
異動後		野島 利英	野本 修身	香南市夜須町坪井1240	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
異動前	山田としお高知県後援会	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目1-24	平20・10・10
異動後				高知市北御座2-27	

高知県選挙管理委員会告示第80号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第95号（政治団体設立の届出）の一部を次のように訂正する。

平成20年11月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体の表山田としお高知県後援会の項代表者氏名の欄中「山崎 實樹助」を「山崎 實樹助」に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第81号

平成20年9月高知県選挙管理委員会告示第66号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成20年11月25日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

第1 定例報告のその他の政治団体の福井てる後援会の表中

「1 収入総額	18,611,025円
前年繰越額	1,962,074円

本年収入額	16,648,951円
2 支出総額	<u>17,568,964円</u>
3 収入の内訳	
寄 附	16,400,000円
政治団体分	16,400,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	248,000円
福井てる後援会意見交換会懇親会費	52,000円
照福会総会懇親会費	90,000円
土佐国道事務所意見交換会懇親会費	46,000円
てるてる会総会懇親会費	60,000円
その他の収入	951円
10万円未満の収入	951円
合 計	<u>16,648,951円</u>
[寄附の内訳]	
政治団体分	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
自由民主党高知県第一選挙区支部	13,400,000円 高知市
照 援 会	3,000,000円 "
4 支出の内訳	
経 常 経 費	9,558,588円
人 件 費	5,507,695円
備品・消耗品費	1,713,228円
事 務 所 費	2,337,665円
政治活動費	8,010,376円
組織活動費	7,324,465円
機関紙誌の発行その他の事業費	413,220円
宣 伝 事 業 費	413,220円
調 査 研 究 費	272,691円
合 計	<u>17,568,964円</u>
を	
「1 収入総額	<u>18,926,025円</u>
前年繰越額	1,962,074円
本年収入額	16,963,951円
2 支出総額	<u>17,883,964円</u>
3 収入の内訳	
寄 附	16,715,000円
政治団体分	16,715,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	248,000円
福井てる後援会意見交換会懇親会費	52,000円

照福会総会懇親会費	90,000円
土佐国道事務所意見交換会懇親会費	46,000円
てるてる会総会懇親会費	60,000円
その他の収入	951円
10万円未満の収入	951円
合 計	<u>16,963,951円</u>
[寄附の内訳]	
政治団体分	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
自由民主党高知県第一選挙区支部	13,715,000円 高知市
照 援 会	3,000,000円 "
4 支出の内訳	
経 常 経 費	9,558,588円
人 件 費	5,507,695円
備品・消耗品費	1,713,228円
事 務 所 費	2,337,665円
政治活動費	8,325,376円
組織活動費	7,324,465円
機関紙誌の発行その他の事業費	728,220円
機関紙誌の発行事業費	315,000円
宣 伝 事 業 費	413,220円
調 査 研 究 費	272,691円
合 計	<u>17,883,964円</u>
に訂正する。	

監 査 公 表	

監査公表第17号	
平成20年11月25日	
高知県監査委員	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。	
20高行管第270号	
平成20年9月25日	
高知県監査委員 様	
高知県知事	
定期監査の結果に対する措置結果について	
平成20年8月25日付け20高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、厳重注意及び重要検討事項とされた機関からの	

措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 厳重注意とされた機関

1 須崎福祉保健所

(1) 事実認定

平成7年8月2日に購入した重要物品の自動血球計数装置（購入価格2,704,000円）について、高知県財産規則（昭和39年規則第19号）第90条第1項に規定する不用の決定及び同条2項に規定する廃棄の決定の決定の決定を行わないまま、平成15年頃に廃棄していた。

(2) 厳重注意事項

決裁を受けないまま重要物品を廃棄したことは、高知県財産規則の規定に違反し、重要物品の管理及び処分について極めて適正を欠くものである。

今後は、物品の管理を適正に行うよう強く要請する。

(3) 措置状況

当該機器は保健所の健診事業の見直しに伴い不用になったもので、すべての保健所が保有していた同機器を平成13年から平成15年度に廃棄処分したことを確認したものの、須崎福祉保健所の同機器が機械器具台帳上に残った経緯は判明しませんでした。

須崎福祉保健所と保健福祉課で協議の結果、同機器の不用決定を行うこととし、保健福祉課において平成20年5月22日に不用の決定を行いました。

また、今後の適正な物品管理に向けて、注意事項を所内会議で共有しました。

今後はこのようなことがないように適正な物品管理に努めます。

2 療育福祉センター

(1) 事実認定

11名分の通勤届及び通勤手当登録確認票が所属に保管されておらず、所在不明となっていた。

(2) 厳重注意事項

通勤届及び通勤手当登録確認票は、通勤手当の根拠となる書類であって、当然のことながら、その管理には十分に注意しなければならない。にもかかわらず、11名分の書類が所在不明になっている事態は、高知県公文書規程（昭和39年高知県訓令第64号）第3条第2項に反する極めて不適正な文書管理である。

今後は、適正文書管理がなされるよう強く要請する。

(3) 措置状況

指摘のあった11名分の所在不明の書類は、昭和54年から平成4年の間に認定され、その後、通勤経路の変更がなかったものです。

この所在不明の書類に代わるものとして、該当職員による通勤経路の実測、所属での確認を経て通勤認定確認資料を作成し、最終的に総務事務センターの認定を受け、その経過書面とともに保管し、通勤届及び通勤手当登録確認票に相当する通勤手当の支給根拠として整備しました。

今後は、書類の保管について十分注意し、公文書規程に則り、適正文書管理に努めます。

3 希望が丘学園

(1) 事実認定

ア 常時資金の管理（平成19年度）で、扶助費について、事前監査時点（平成20年3月11日）における常時資金出納簿上の残額が61,358円であったにもかかわらず、現金は69,323円となっていた。

これは、事前監査時点における常時資金残額と第3四半期終了時点（平成19年12月末）の常時資金残高報告書の金額とが一致しなければならないと担当者が錯誤し、不足する7,965円を常時資金残額に加えていたためである。

イ 平成18年度産業廃棄物処理委託契約（収集・運搬及び処分）で、平成19年4月7日に処分が履行されていたにもかかわらず、収集・運搬業務終了日である平成19年3月31日付けで検認をしたこととして、平成18年度予算で支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アについては、本来、常時資金出納簿等と現金の額が不一致の場合は、証拠書類の点検などにより原因を明らかにしたうえで処理を行わなければならないものである。

しかしながら、不一致の原因を何ら検討することもなく、自己の現金を安易に常時資金残額に加えて帳簿と現金を一致させようとしていたことは、極めて不適正な事務処理である。

上記イについては、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第52条による「検査職員の一般的職務」を怠った極めて不適正な事務処理である。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する事務処理でもある。

今後は、二度とこのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

上記アの常時資金の残高の確認については、今後、錯誤することがないよう常時資金出納簿、常時資金残額報告書等関係書類を整備するとともに、常時資金出納簿と現金の額に不一致が生じた場合は証拠書類の点検などにより原因を明らかにしたうえで処理を行うこととし、常時資金の適

正な管理に努めます。

上記イの産業廃棄物処理委託業務については、処分履行日（平成19年4月7日）を検認日とすべきところを、収集・運搬終了日（平成19年3月31日）を検認日としたため、平成19年度予算で支払うべきところを平成18年度予算で支払ったものです。

これは、委託業務の契約事項の確認が不十分であったことと、高知県契約規則及び地方自治法等の規定を熟知していなかったために生じたものです。

今後は、委託業務の契約事項を確認するとともに、会計管理局等の研修会などに積極的に参加するなど、高知県契約規則等についての理解を深め、このようなことがないよう努めます。

4 高知高等技術学校

(1) 事実認定

平成19年11月末時点において、90円切手を203枚、100円切手を393枚保有していたにもかかわらず、特段の理由がないまま平成19年12月にそれぞれの切手を200枚購入している。

平成19年度の使用実績枚数は、90円切手が46枚、100円切手が39枚であり、全く不要な切手を購入している。

(2) 嚴重注意事項

これまでの監査を通じて、必要性のない切手類の購入について再三指摘してきたところであるが、今回、全く必要性のない大量の切手を購入している事実が認められた。

これは、地方財政法第4条第1項の規定に違反する極めて不適正な支出である。

今後は、このようなことがないよう適正な予算執行を強く求める

(3) 措置状況

指摘のあった事務処理は、平成19年12月に保有枚数が少なくなった他の切手を購入する際、切手を組み合わせて使うためには、様々な種類の切手が必要であるとの思いから、郵便切手の残量や年間の使用状況を十分把握しないまま購入したものです。

平成19年度末には90円切手が373枚、100円切手が579枚と必要以上に保有している状態でしたが、組み合わせの工夫により、平成20年9月8日現在では、それぞれ122枚と124枚となっています。

今後は、このようなことがないよう、郵便切手類出納簿による使用状況の確認等、必要性の検討を十分行った適正な予算執行に努めます。

5 中央西林業事務所

(1) 事実認定

平成19年度池川水源流域広域保全工事（水広第202号）

で、指名競争入札の実施に当たり、誤って閲覧用指名通知に予定価格調書の予定価格及び最低制限価格と相違した価格を記載し、事前公表した後で入札を行っていた。

その後、契約締結前に誤りに気づき、落札決定を取り消し、再入札を行っていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、入札者に無用な混乱を与え、入札・契約事務の信頼性を著しく損なわせた重大な誤りといえる。また、基本的なチェック機能が働いていなかったことも重大である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

閲覧用指名通知書をシステム上で作成した後のチェックが不十分なことに起因する誤りであることから、最低制限価格（一般競争入札では調査基準価格）を決裁権者が記載する前の段階で予定価格調書と閲覧用指名通知書を確認するなど、チェック体制を強化し、事務処理の適正化に努めます。

6 須崎林業事務所

(1) 事実認定

平成19年度高知県地域林業総合支援事業費補助金において、実績報告書の事業費が3,800,130円と記載されていたことから、補助対象経費を3,800,130円としていた。

また、この額を基に、補助金確定額を1,812,000円（事業費から消費税分を除いた額の2分の1を補助）として、同額を支出していた。

しかしながら、添付されている売買契約書によれば、補助対象経費は3,775,130円となり、補助金が過払いとなっている。

(2) 嚴重注意事項

上記については、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第12条に規定する実績報告書の審査が不十分なまま、補助金を支出していた極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

補助金確定書に記載する補助対象経費の金額が、補助対象とならない消費税込みの金額であったこと、契約書の契約金額の誤記に気づかなかったこと、補助金確定時にも見積書及び請求書しか確認せず、確認が不十分なまま補助金を交付したことは、適正を欠く事務処理でした。

今後は、補助金審査のチェックシートを作成するなどして、点検を強化するとともに、補助事業者及び事業主体に

対しても適正な事務処理の指導を強化していきます。

7 森林技術センター

(1) 事実認定

森林総合センター機械警備業務委託契約の仕様書の中に、警備対象として森林研修センターの情報交流館及び研修棟が含まれていた。

しかし、この2施設は、森林部の所管であり、機械警備はそれぞれの指定管理者と業者の間で別途に契約が締結されていたもので、本来、委託契約の対象とはならないものであった。

(2) 嚴重注意事項

上記は、仕様書の内容を十分に確認しないままに契約したもので、極めて不適正な事務処理である。

今後は、チェック体制を強化し、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

森林総合センターの森林研修センター（研修館及び情報交流館）は、森林部の所管であり、平成18年度からは森林部が指定した指定管理者が管理を行っています。

そのため、平成18年度以降の警備業務委託の契約については、仕様書の内容を研修館及び情報交流館を除外したものに變更すべきところでしたが、指定管理者による管理が行われる以前は、森林総合センターの建物全体の管理が森林技術センターの所掌事務となっていたため、十分なチェックを行わず従来どおりの仕様書を使用して契約をしたものと思われまます。

警備業務は、森林技術センター及び指定管理者において、それぞれが個別に委託契約を行っており、委託業務の内容に重複はありません。

今後は、契約担当者、決裁者ともに仕様書の内容を慎重にチェックし、適正な契約事務の執行に努めます。

8 高知土木事務所

(1) 事実認定

ア 平成18年度の継続分の河川敷占用料で、年度初めに収入調定すべき下記の2件を事務処理の遅延により年度末になって調定していた。

調定額	調定年月日
7,261,620円	平成19年3月30日
262,110円	平成19年3月27日

イ 高知港湾区域内廃棄物処理委託業務契約で、平成19年3月29日に指名競争入札を行ったものの、支出負担行為の決議を行わないまま同年3月30日付けで契約書を作成していた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県河川流水占用料等徴収条例（平成11年

高知県条例第51号）第2条の規定による占用料の徴収が著しく遅延した不適正な事務処理である。

また、上記イは、契約の締結に当たり、^{あらかじめ}予め決裁権者において入札結果の確認等をして支出負担行為決議書の決裁をすべきものであり、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）第3条に反した不適正な事務処理である。

今後は、このようなことのないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

ア 占用物件の多い事業者については、年度当初にその数量（前々年度からの継続物件と前年度内に増減した新規、廃止物件等の合計）を事務所と相手方で確認し、継続許可・調定を行っています。当該事業者の平成18年度分については、事務処理・連絡の遅れ、また、相手方の申請窓口が複数になった等から確認作業に手間取り、結果的に年度末に調定することになりました。

手続漏れをなくすためには、移転、新規、廃止等の相互の確認作業が必要であることから、今後は以下の方策によって正確かつ早急に調定できるようにし、適正な事務処理に努めます。

- ① 継続許可に係る調定は、年度当初に行うことを徹底します。
- ② 移転、新規、廃止等の確認は年1回ではなく、3月ごとに行います。
- ③ 継続申請手続きの簡素化及び正確性の確保のため、当該事業者、河川課、土木事務所の3者での協議をし、手続のルール化を図ります。

イ 担当間の意思疎通が不十分であったことが原因です。担当者が支出負担行為は、工事に係る入札契約事務と同様に契約班が行ってくれるものと思込み、事務処理ができていなかったため、7月に執行状況をチェックするなかで支出負担行為の決議がなされていないことが判明し、4月1日付けでの処理を行っています。

今後は関係職員を集めた研修を実施するなど意識の向上を図り、適正な事務処理に努めます。

第2 重要検討事項とされた機関

1 食肉衛生検査所

(1) 重要検討事項

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第61条では、「手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。」となっている。しかしながら、当所では、と畜検査手数料を事後にまとめて納めさせていた。

条例の規定と運用が乖離していることについて、申請書の提出と同時に納付させることが困難な実態も見受けられたので、規定及び現行の取り扱いについて検討が必要であ

る。

(2) 措置状況

事業者に対し条例どおり事前申請していただくよう指導するとともに、検査手数料が確定した時点で納入額の過不足を調整するよう事務処理の見直しを行いました。

今後は適正な事務処理に努めます。

2 工業技術センター

(1) 重要検討事項

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）第7条では、使用料又は手数料の減額又は免除（以下、「使用料等の減免」という。）について、公益上特に必要があると認めたとときに行うことができると規定されている。

しかしながら、同条例施行規則第10条では、どのような場合に使用料等の減免ができるのか規定されておらず、すべて所長の内規により行われている。

こうしたことから、使用料等の減免について、公平性・透明性を確保するうえでは、施行規則に使用料等を減免できる場合を明記するなど規定の在り方について、検討が必要である。

(2) 措置状況

使用料等の減免できる場合を施行規則に明記するよう、規則改正を検討します。

3 高知土木事務所

(1) 重要検討事項

平成19年度五台山サービスセンター機械警備委託業務については、設置業者であることを理由に単独見積もりによって契約を締結していた。

しかし、旧高知港事務所の平成20年度機械警備委託契約に際しては、設置業者以外の警備会社からも見積書を徴して比較検討を行った結果、警備機器の撤去費用を県が負担しても低価格で契約できることが判明したため、設置業者でない警備会社と新しく委託契約を締結している。

このため、契約方法について、検討が必要である。

(2) 措置状況

平成21年度契約にあたっては、複数業者から見積書を徴し、比較検討を行い、契約を締結します。

20高教政第752号
平成20年10月3日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成20年8月25日付け20高監報第5号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知しま

す。

記

(重要検討)

機関名：幡多青少年の家

- 1 歳入(施設使用料)の徴収を地元の財団法人に委託しているにもかかわらず、宿泊して施設を離れる際に使用料を精算しなかった団体(以下「当日未精算の団体」という。)に対して、後日、委託者である県が施設使用料を収入調定し、納入通知書を発送して直接収納しているという現状は、平成19年度の県立幡多青少年の家管理運営業務委託契約で、歳入(施設使用料)の徴収を当該財団法人に委託した趣旨に反するので、検討が必要であるという指摘を受けました。

この件については、平成20年8月1日から、当該財団法人が当日未精算の団体に請求書を発行し、当日未精算の団体から当該財団法人の口座へ入金されたものを、当該財団法人が県の指定する納付書により、県に納付手続きを行うように改善しました。

- 2 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年教育委員会規則第7号)第3条では、教育委員会は青少年の家の利用を許可するときは、利用許可書を申請者に交付することとされているにもかかわらず、利用許可書を交付していないという指摘を受けました。

この件については、平成20年9月1日から、別添のとおり取扱うこととしました。

なお、学校が利用する場合等、利用日まで利用人数の確定が困難な場合には、高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第4項の規定に基づき、利用日に許可申請書の提出を受け、利用許可書を交付することとします。

(特別指摘事項)

機関名：宿毛工業高等学校

- 1 事実認定

平成20年3月に重要物品である旋盤(タキザワTAL-900)を不用決定し売却していたが、この旋盤は平成6年2月に廃棄処分した5台のうちの1台であって、台帳上存在しているはずの旋盤(オオクマLPS)が所在不明となっていた。

この旋盤(オオクマLPS)は、平成20年3月6日付けで紛失を理由として滅失の届け出がなされている。

また、当該文書に添付された資料(以下「添付資料」という。)によれば、次のように記載されている。

- ア 売り払いをした旋盤(タキザワTAL-900)には、台帳上存在することになっている旋盤(オオクマLPS)の製造会社及び製造番号等を表示するプレートが付けられていた。

イ この事実は、平成18年1月に業者から指摘されて初めて明らかになっているにもかかわらず、学校が調査を始めたのは平成18年12月になってからである。

ウ プレートを貼り替えたのは、旋盤(タキザワTAL-900)を廃棄するはずであったが、誤って別の旋盤(オオクマLPS)を廃棄処分したため、その事実を糊塗するためであったと考えられる。

- 2 特別指摘事項

今回の事例の原因は、平成6年に遡るものではあるが、次のとおり事務処理に極めて重大な問題がある。

ア プレートの貼り替えについては、平成6年2月の廃棄作業における単純ミスに端を発しているとしても、プレートを貼り替えて事実を隠蔽しようとする行為である。

イ 平成6年2月に「使用できないもの」として廃棄した旋盤(タキザワTAL-900)は、平成20年3月まで支障なく教育活動に使用されており、不用決定そのものに疑問がある。

ウ 平成6年2月に廃棄しているにもかかわらず、平成20年3月の時点で52,500円で売り払いできていることからすれば、平成6年2月には廃棄処分ではなく、売り払いができなかったのか疑念が残る。

エ 平成18年1月に業者からこの問題を指摘されていながら、処理を終えるまでにあまりにも時間がかかりすぎている。

廃棄処分自体は平成6年2月のことではあるが、これらの一連の事務処理は、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第66条及び第67条に定める物品の取得、管理及び処分の補助機関としての役割が果たされていないものであり、極めて不適正な事務処理である。

今後は、二度とこのようなことのないよう、高知県財産規則に沿った適正な事務処理を強く要請する。

- 3 原因又は理由

今回の不適切な事務処理が行われた原因は、平成6年2月の重要物品の廃棄時に、廃棄物品の確認行為が十分に行われていなかったことである。

また、極めて重大な問題があると指摘された事務処理については、それぞれ次のような原因又は理由によるものである。

- (1) 特別指摘事項ア及びエについて

- 平成18年1月、旋盤(タキザワTAL-900)の部品交換のため、業者に修理を依頼したところ、当該業者が、旋盤のメーカー及び機種が、台帳及び当該旋盤に付けられているプレートの表記と異なることに気づいた。
- 当該業者は、そのことを知人である宿毛工業高校の

元教員にのみ伝え、交換修理の確認を行った学校の担当事務職員や教員には、伝えていなかった。当該元教員は、事実関係を確認したうえで学校長に連絡しようと考え、独自に当時の関係者から話を聞くなどしていたようであるが事実関係はわからず、平成18年12月になって学校長にこのことを知らせており、結果、学校側は、この時点で事実を把握することとなった。

- 学校長はこの事実を知った後に、平成5年度当時の教員等関係者から事情聴取を行った結果、当時在籍していた教員が、平成6年に誤って別の旋盤を廃棄した事実の隠蔽ともとられかねない旋盤プレートの貼り替えを行ったことを確認した。

- (2) 同イについて

平成6年2月に廃棄した5台の旋盤については、国庫補助事業により5台の旋盤の更新決定がおりたが、更新条件として、先に取得した旋盤を処分することが補助の条件であったことから、廃棄決定したものである。

廃棄した旋盤は、昭和43年に取得したものであり、耐用年数の20年は経過していたことから、廃棄決定したことについては誤った処理ではなかったと考えている。

- (3) 同ウについて

平成20年3月の時点で52,500円で売り払いできたのは、旋盤としての価値があるということで売り払いしたのではなく、金属が不足していることから金属としての価値があったことから売り払いできたものである。

平成6年2月の時点では、昭和43年の旋盤は、製造から20年以上経過しており、旋盤としての価値はなく、売り払いはできなかったものと考えている。

- 4 今後の対応

宿毛工業高等学校においては、このような事実が判明して以後、各学科長等から担当事務職員へ物品の処分同いがあった場合には、当該事務職員及び事務長が当該処分の妥当性について確認を行い、そのうえで、処分が妥当となれば、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の規定に基づいた決裁を行うこととしました。

また、実際に物品の処分を行うときは、科の教員だけでなく、事務職員も立ち会って行うようにしています。さらに、校内で物品が不用になった際のマニュアルを作成し、それをすべての教職員に説明し、周知を徹底しました。

また、高等学校課においては、平成20年4月に、全ての県立学校に対して、重要物品が適正に管理されているかどうかを確認するために、重要物品についているプレート等の表示と備品台帳の製造番号との照合確認を行ったうえで、その結果を報告するよう指示しました。

その結果、概ね適正に管理されていましたが、所在が確認

できない重要物品が1件存在し、現在調査中であり、その結果を見て適切な事務処理を行います。

さらに、今後の対応として、毎年、重要物品記録簿の内容と現品との照合確認を行う際には、重要物品についているプレート等の表示と備品台帳の製造番号との照合確認を行うこと、また、重要物品の廃棄等をする際には、必ず事務職員が立ち会い、備品台帳と現品の照合確認を行うよう指導しました。

今後は二度とこのようなことがないように、高知県財産規則に沿った適切な事務処理について、県立学校の学校長及び事務長に徹底してまいります。

別添

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

様

高知県立幡多青少年の家所長 図

高知県立青少年の家利用許可書（幡多青少年の家）

年 月 日付で申請のありました高知県立青少年の家の利用については、高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき次のとおり許可します。

		許可番号	
利用する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利用する目的	研修 ・ その他（ ）		
利用する人数	中学生以下の者	人	
	青少年(中学生以下のものを除く。)	人	
	青少年以外の者	人	
		人	
使用料の額	円		
許可をする条件			

注 1 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。

- 2 利用に際しては、高知県立青少年の家の関係職員の指示に従ってください。
- 3 利用の許可の権利は、他人に譲渡し、又は転貸してはいけません。

監査公表第18号

平成20年11月25日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県公営企業局長あて報告を行ったところ、高知県公営企業局長から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

20高企病第291号
平成20年9月25日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成20年8月25日付け20高監報第6号で報告のありました、監査結果に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

嚴重注意とされた機関及び事項

公営企業局

(1) 事実認定

平成19年度の安芸病院整備に係る基本方針検討委員会運営支援業務等委託契約（契約金額2,919,000円）において、経費の積算を行ったのみで予定価格調書を作成しないまま、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして単独見積りにより随意契約を行っていた。

(2) 嚴重注意事項

高知県公営企業局契約規程（昭和41年企業局管理規程第5号）第9条及び第18条の3の規定において、予定価格調書の作成が定められており、この規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

今回指摘を受けた事項については、関係規程に沿った事務処理を行うよう、管理職を含めた所属職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後は、このようなことのないよう、高知県公営企業局事務処理規程に基づく適正な事務処理に努めます。

安芸病院

(1) 事実認定

ア 高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年4月公営企業局管理規程第28号）第33条では、委託料について支出負担行為決議書を作成する時期は、特別の場合を除き、契約をしようとするときと規定されている。

しかしながら、平成19年度の安芸病院・芸陽病院清掃業務委託において、支出負担行為の決議を受けずに契約相手

<p>方と変更契約をしていた。</p> <p>また、同病院の電話交換機設備保守点検業務委託契約の契約変更を行う際にも、減額の支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。</p> <p>イ 平成15年4月1日に病院局長（現公営企業局長）が定めた「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領」によれば、契約担当者が同要領4の(1)で定めた最低制限価格の設定の率（10分の6）によりがたいと判断した場合は、事前に病院局長（現公営企業局長）に申請書を提出し、承認を求めるとされている。</p> <p>しかしながら、平成19年度の安芸病院及び芸陽病院の清掃業務ほか2件の委託契約の指名競争入札において、承認を受けずに10分の6を超える高率の最低制限価格を設定していた。</p> <p>(2) 嚴重注意事項</p> <p>上記アについては、高知県公営企業局病院事業財務規程に反する極めて不適切な事務処理である。</p> <p>また、上記イについては、庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領に反する不適切な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>アについては、回議書により契約変更の決裁を受けていましたが、同時に起こすべき支出負担行為決議書の作成を失念していたものです。</p> <p>関係規程に沿った事務処理を行うよう、管理職を含めた所属職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後は、このようなことのないよう、高知県公営企業局病院事業財務規程に基づく適正な事務処理に努めます。</p> <p>イについては、病院における業務の特殊性を勘案し、一定の水準を確保するために10分の6を超える最低制限価格を設定しましたが、この場合に必要とされる公営企業局長の承認手続きを失念していたものです。</p> <p>関係規程に沿った事務処理を行うよう、管理職を含めた所属職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後は、このようなことのないよう、庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領に基づく適正な事務処理に努めます。</p> <p>芸陽病院</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>ア 高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年4月公営企業局管理規程第28号）第33条では、委託料について支出負担行為決議書を作成する時期は、特別の場合を除き、契</p>	<p>約をしようとするときと規定されている。</p> <p>しかしながら、平成19年度の安芸病院・芸陽病院清掃業務委託において、支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。</p> <p>また、同病院の電話交換機設備保守点検業務委託契約の契約変更を行う際にも、減額の支出負担行為の決議を受けずに契約相手方と変更契約をしていた。</p> <p>イ 平成15年4月1日に病院局長（現公営企業局長）が定めた「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領」によれば、契約担当者が同要領4の(1)で定めた最低制限価格の設定の率（10分の6）によりがたいと判断した場合は、事前に病院局長（現公営企業局長）に申請書を提出し、承認を求めるとされている。</p> <p>しかしながら、平成19年度の安芸病院及び芸陽病院の清掃業務ほか2件の委託契約の指名競争入札において、承認を受けずに10分の6を超える高率の最低制限価格を設定していた。</p> <p>(2) 嚴重注意事項</p> <p>上記アについては、高知県公営企業局病院事業財務規程に反する極めて不適切な事務処理である。</p> <p>また、上記イについては、庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領に反する不適切な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>アについては、回議書により契約変更の決裁を受けていましたが、同時に起こすべき支出負担行為決議書の作成を失念していたものです。</p> <p>関係規程に沿った事務処理を行うよう、管理職を含めた所属職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後は、このようなことのないよう、高知県公営企業局病院事業財務規程に基づく適正な事務処理に努めます。</p> <p>イについては、病院における業務の特殊性を勘案し、一定の水準を確保するために10分の6を超える最低制限価格を設定しましたが、この場合に必要とされる公営企業局長の承認手続きを失念していたものです。</p> <p>関係規程に沿った事務処理を行うよう、管理職を含めた所属職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後は、このようなことのないよう、庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する事務処理要領に基づく適正な事務処理に努めます。</p>	
--	---	--